豚			
（略）	（略）	（略）	（略）
	1日量として1頭当たり50mg以下の量を皮下に注射すること。	（略）	食用に供するためにと殺する前10日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～4　（略）

5　「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内、腹腔内又は関節腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

6～19　（略）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するプレドニゾロンを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　1～4　（略）

5　「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

6～19　（略）

○国土交通省令第八十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　この省令において「農地・林地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地及び採草放牧地並びに用材、薪炭材、竹材その他の林産物の生産を行う木竹を集団的に生育させるために供される土地をいう。	2　この省令において「農地・林地」とは、耕作の目的に供される土地及び採草放牧地並びに用材、薪炭材、竹材その他の林産物の生産を行う木竹を集団的に生育させるために供される土地をいう。
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。